

ワシントン条約附属書 I 掲載動植物に係る貨物の輸入
 (輸入制度：輸入承認/人工繁殖及び条約適用前に取得した標本)

輸出者

①輸出許可書の申請
 ②輸出許可書の発給

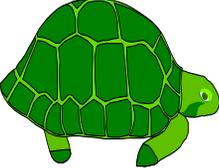
輸出国管理当局等

③輸出許可書(写)の送付
 ⑧輸出許可書等(正)及び貨物の送付

⑤輸出国に対して輸出許可等の有効性を照会
 ⑥輸出許可書等の有効性確認

輸入者

◆提出書類
 ◇輸入承認申請
 ▽申請書
 ▽説明書
 ▽輸入契約書
 ▽輸出許可書等
 ▽その他




◇輸入申告
 ▽輸入承認証
 ▽輸出許可書等
 ▽その他

④輸入承認申請
 ⑦輸入承認証の発給

日本国管理当局
 【経済産業省】

◇経済産業省は次の事項を確認
 (a) 当該貨物が附属書 I に該当するか否かの確認
 (b) 当該貨物が次の何れかであることを確認
 イ. 人工的に繁殖させたもの
 ロ. 条約の適用前に取得されたもの
 (c) 輸出許可書等の有効性を輸出国等に確認

◇輸出許可書等の保管及び年次報告書の作成

⑩輸入承認証・輸入状況報告書・引渡報告書の提出

⑬年次報告書の提出

ワシントン条約事務局

⑫輸出許可書等の送付

日本国税関当局
 【財務省】

◇提出書類の確認等

⑨輸入申告
 ⑩輸入許可